

設 立：平成19年 6月
一部改正：平成23年 9月
一部改正：平成27年10月
一部改正：令和元年 7月

「中国四国食育ネットワーク」規約

第1 目的

中国四国地域において食育に取り組んでいる者、これから食育に取り組もうとしている者など、幅広い分野の団体等が参加するネットワークを構築し、会員相互の情報交換や農政局からの情報提供を通じて連携・協力を進めることで、中国四国地域における食育の取組の一層の促進を図ることを目的とする。

第2 名称

本ネットワークの名称は、「中国四国食育ネットワーク」とする。

第3 会員

本ネットワークの会員は、中国四国地域において食育に取り組んでいる者、これから食育に取り組もうとしている者などで、本ネットワークの趣旨に賛同する機関・団体・学校・企業・個人等（以下「団体等」）とする。

- (1) 現在、食育に取り組んでいる団体等。
- (2) 今後、食育の取組を実施しようとする団体等。

第4 活動内容

- (1) 会員相互の情報交換・連携
(会員の食育の取組、支援可能な事項の情報発信等)
- (2) 食育の取組に係る講師等の紹介
- (3) 農政局から、会員に対する情報提供
- (4) 会員と農政局が連携した、食育の取組の実施

第5 加入及び退会

加入及び退会は、原則として参加者の自由意思によることとする。

ただし、公序良俗に反する場合など本ネットワークの適切な運営に支障が生じる恐れがある場合には、事務局において参加を拒否又は登録を削除できるものとする。

第6 経費

本ネットワークへの参加に当たっての入会金、会費等は徴収しない。

ただし、本ネットワークの活動のため必要となる経費（交通費等）については各参加者が自ら負担するものとする。

第7 事務局

事務局は、中国四国農政局消費・安全部消費生活課に置く。